

畿央大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 畿央大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法および学校教育法に基づき、学部における一般のおよび専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授・研究し、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、もって社会の発展および文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行ない、その結果を公表する。

- 2 前項の点検および評価の結果については、本大学院の職員以外の者による検証を行なう。
- 3 前2項の点検、評価および検証に関する事項は別に定める。

(情報の提供)

第3条 本大学院は、本大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2章 組 織

(課 程)

第4条 本大学院に、修士課程および博士後期課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力等を培うことを目的とする。
- 3 博士後期課程は、健康科学の各分野における高度な知識・技術等を一体的に修得し、指導的能力を備えた高度専門職業人および課題解決型の研究開発力を持つ研究者を養成することを目的とする。

(研究科・専攻)

第5条 本大学院に、次に掲げる研究科・専攻を置く。

健康科学研究科 健康科学専攻 修士課程
健康科学専攻 博士後期課程
教育学研究科 教育実践学専攻 修士課程

- 2 専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名	課程	入学定員（人）	収容定員（人）
健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程	20	40
		博士後期課程	5	15
教育学研究科	教育実践学専攻	修士課程	10	20

(研究科・専攻の目的)

第6条 前条第1項に定める研究科・専攻の人材養成上の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 健康科学研究科健康科学専攻においては、「健康」を総合的、科学的に捉え、地域とともに包括

的に現代的課題に取り組むために必要な健康科学を探究することを理念とする。この理念に基づいて、健康科学の各分野における高度な知識、技術等を一体的に修得し、他の専門職と連携する能力を兼ね備えて指導的役割を果たすことができる研究者、教育者および高度専門職業人を養成することを目的とする。

- (2) 教育学研究科教育実践学専攻においては、教育実践学の分野においてグローバルで高度な研究を目指し、その成果を活用して教育実践を思想的、科学的に思索し探求する方法論を現職教員等の教育実践の改善に役立て、学び続ける教員の育成につなげること、地域との連携の下に、現代の教育課題・教育ニーズに応える教育研究を促進し、その成果を還元し、地域の教育の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

(標準修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第22条第5項に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修生」という。)は、当該認可された年限を標準修業年限とする。

(在学期間)

第8条 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。また、博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはできない。

第3章 教員組織および運営組織

(教員組織)

第9条 本大学院の授業および研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当すると第9条の2に規定する大学院委員会が認める畿央大学(以下「本学」という。)専任教員をこれに充てる。

- 2 各授業科目の担当について、特に必要があると認められる場合は、兼任教員をもってこれに充てることができる。

(大学院委員会)

第9条の2 本大学院に大学院委員会を置き、大学院委員会は、本学専任教員のうち学長、副学長、第10条に規定する各研究科長および各研究科から選出された委員をもって構成する。ただし、本条第2項に規定する議長が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。

- 2 大学院委員会は学長が招集し、議長は学長がこれにあたる。ただし、学長が指名した者が議長を代行することができる。
- 3 大学院委員会は、委員総数の過半数の出席で成立するものとする。
- 4 議事の議決には出席委員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長が決するものとする。なお、本条第1項ただし書きの教職員は議決権を有しない。

(大学院委員会の審議事項)

第9条の3 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行なうにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学および課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 大学院学則、その他大学院諸規程の制定および改廃
 - (4) 大学院担当教員の選考に関する事項
 - (5) 学生の賞罰に関する事項
- 2 大学院委員会は、学長の諮問事項について審議し、意見を述べるすることができる。

3 大学院委員会は、本大学院の教育研究に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べることができる。

(研究科長)

第10条 本大学院各研究科に、研究科長を置く。研究科長は、研究科の学務を管掌する。

(研究科委員会)

第11条 本大学院各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 各研究科委員会は、各研究科担当の専任教員をもって組織する。ただし、本条第3項に規定する議長が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。
- 3 各研究科長は当該研究科委員会を招集し、その議長となる。ただし、研究科長が指名した者が議長を代行することができる。
- 4 研究科委員会は、委員総数の過半数の出席で成立するものとする。
- 5 議事の議決には出席委員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長が決するものとする。なお、本条第2項ただし書きの教職員は議決権を有しない。

(研究科委員会の審議事項)

第12条 研究科委員会は、次の事項を審議し、当該研究科長が決定を行なうにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の教育、研究および指導に関すること
 - (2) 学生の学籍の異動に関すること
 - (3) 授業科目の編成、担当および試験に関すること
 - (4) 学位論文の審査および最終試験に関すること
 - (5) 研究科の運営に関する事項
- 2 研究科委員会は、当該研究科長の諮問事項について審議し、意見を述べることができる。
 - 3 研究科委員会は、当該研究科の教育研究に関する事項を審議し、当該研究科長に意見を述べることができる。

第4章 学年、学期および休業日

(学 年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第14条 前条の学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日より9月15日まで

後学期 9月16日より翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 本大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 学校法人冬木学園創立記念日
 - (4) 春期休業日
 - (5) 夏期休業日
 - (6) 冬期休業日
- 2 前項第4号から第6号の各年度の休業日については、大学院委員会の議を経て、学長が定める。
 - 3 学長が必要と認めるときは、大学院委員会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時

に休業日を定めることができる。

第5章 教育方法および履修方法

(教育方法)

第16条 本大学院の教育方法は、授業科目の履修および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行なうものとする。

(教育方法の特例)

第17条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間帯は時期において授業または研究指導を行なう等の適当な方法により教育を行なうことができる。

(教育課程の編成方針)

第18条 本大学院は、第1条および第6条に掲げた教育上の目的を達成するため、必要な授業科目を開設するとともに研究指導計画を策定し、体系的な教育課程を編成する。

2 本大学院は、教育課程編成にあたって、専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮する。

(メディアを利用した授業)

第19条 メディアを利用して行なう授業は、あらかじめ指定した日時にインターネットその他双方向の通信手段によって行なう。

2 前項の授業を実施する授業科目については「畿央大学大学院メディア利用規則」において定める。

(授業科目等)

第20条 授業科目および単位数は、別表第1-1、別表第1-2および別表第1-3のとおりとする。

(単位の計算方法)

第21条 授業科目の単位の計算方法は、本学学則第3-2条の規定を準用する。

(履修方法)

第22条 本大学院に在籍する学生（以下「学生」という。）は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の審査を受けなければならない。博士後期課程にあつては12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査を受けなければならない。

2 学生は、履修する授業科目の選択にあつて、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。

3 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、ならびに本大学院の他の研究科で修得した単位を、修士課程においては10単位を超えない範囲で、博士後期課程においては6単位を超えない範囲で、学生が在籍する研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議を経て本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、修得したものとみなし、与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き本大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程の場合、合わせて10単位を超えないものとし、博士後期課程の場合、合わせて6単

位を超えないものとする。

- 5 別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、かつ、学期末に行なうその試験または研究報告等において合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 前項に規定した試験、研究報告等の成績の評価は、秀、優、良、可、不可または、合、否の評語をもって表し、秀、優、良、可および合をもって合格とし、不可、否を不合格とする。

(論文審査)

第24条 学位論文の審査は、各研究科委員会の定める審査委員によって行なうものとする。

- 2 最終試験にあたっては、第1条、第4条第2項、同条第3項および第6条の目的に沿って審査を行ない、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的および認定基準に対する達成度によって客観的かつ厳格に判断するものとする。

(最終試験)

第25条 最終試験は、前条第1項に規定する審査委員が学位論文を中心として口頭試問により行なう。ただし、筆記試験を併せて行なうことができる。

(成績評価基準等)

第26条 本大学院は、授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業および研究指導の計画を、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 本大学院は、学修の成果および学位論文に係わる評価ならびに修了の認定にあたっては、学生に対して評価および認定の基準をあらかじめ明示し、客観的かつ厳格にこれを実施する。

(教育内容等の改善)

第27条 本大学院は、授業、研究指導の内容および方法の改善等を図るため、組織的な研修および研究を実施する。

- 2 前項の組織的な研修および研究に関する事項は別に定める。

(修了要件)

第28条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、健康科学研究科において優れた業績をあげたと認められる学生については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士後期課程の目的に応じ、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績をあげたと認められる学生については、本大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第29条 学位および学位の授与に関する事項については、畿央大学学位規程に定める。

第6章 入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は毎学年始めとする。ただし、転入学もしくは再入学する場合または特別の必要があり、かつ教育上支障がない場合は、後学期の学期始めとすることができる。

(入学資格)

第31条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を終了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳以上の者

2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に24歳以上の者

(入学志願)

第32条 本大学院への入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 検定料の金額は、別に定める。

(入学者の選考)

第33条 入学者の選考は学力試験、その他の方法によりこれを行なう。

(入学手続)

第34条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に別に定める納付金を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第35条 他の大学院から転入学を希望する者があるときは、選考の上これを許可することがある。

- 2 転入学した者の在学期間は、転入学前の在学期間を通算して、第8条に規定する在学期間を超えることはできない。

(再入学)

第36条 本大学院を退学した者、転学した者および除籍となった者が、在籍した研究科への再入学を希望するときは、当該研究科委員会の議を経て、学長は、これを許可することがある。

- 2 再入学した者の在学期間は、再入学前の在学期間を通算して、第8条に規定する在学期間を超えることはできない。

第7章 休学、転学、留学および退学

(休学)

第37条 疾病その他やむを得ない事由により3カ月以上修学することができない学生は、医師の診断書または詳細に事由を付した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 健康上の事由等により修学することが適当でないと認められる学生については、学長は、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第38条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 4 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第39条 他の大学院へ転学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第40条 外国の大学院等で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 留学期間は1年を限度とし、修業年限に含めることができる。
- 3 第22条第3項に定める他大学院における授業科目の履修等の規定は、外国の大学院等へ留学する場合にも適用する。

(退学)

第41条 本大学院を退学しようとする学生は、必要な書類を添え、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する学生は、当該研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料および教育充実費（以下「授業料等」という。）の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (2) 第8条に定める在学期間を超えた者。ただし、学長が所定の年限を超えて在学することを認めた者を除く。
- (3) 第38条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

第8章 賞 罰

(表 彰)

第43条 本大学院学生として表彰に値する行為があった者について、研究科委員会の議を経て、学長は、当該学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第44条 本大学院学則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした学生について、研究科委員会の議を経て、学長は、懲戒することができる。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 学生の懲戒に関する事項は、別にこれを定める。

第9章 研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生および外国人留学生

(研究生)

第45条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第45条の2 他の大学院（外国の大学院を含む。）との協定等に基づき、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、選考の上、学長は、特別研究学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第46条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一または複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第46条の2 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一または複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第47条 他の大学院（外国の大学院を含む。）との協定等に基づき、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学長は、特別聴講生として許可し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

(規 定)

第49条 本大学院の研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生および外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第10章 学 納 金

(学納金)

第50条 学納金は、入学金、授業料、教育充実費、その他の納付金とする。

- 2 入学金、授業料、教育充実費は、別表第2に定める。
- 3 その他の納付金は、諸費用、手数料等とし、その金額は別に定める。

(納入方法)

第51条 本大学院に入学する者は、入学手続きの際に入学金を納めなければならない。

- 2 授業料等は年額の2分の1ずつを前学期、後学期に分けて納入するものとする。
- 3 その他の納付金の納入方法は、別に定める。

(学期の途中で休学・復学する場合)

第52条 学期の途中において休学または復学した者は、当該学期の授業料等を納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第53条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料等を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第54条 前期または後期の途中で退学または除籍された者の当該学期の授業料等は、徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学中の場合)

第55条 休学を許可されまたは命じられた者の在籍料については、別に定める。

(学納金の返還)

第56条 いったん納入された学納金は返還しないことを原則とする。

第11章 奨学制度

(奨学制度)

第57条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。

- 2 前項に規定する制度に関する詳細は、大学院委員会の議を経て理事会において定める。

第12章 その他

(改正)

第58条 この学則の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行なう。

(諸規程の準用)

第59条 この学則に定めるほか、本学学則および本学の諸規程を準用する。

(施行細則その他)

第60条 この学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年2月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。